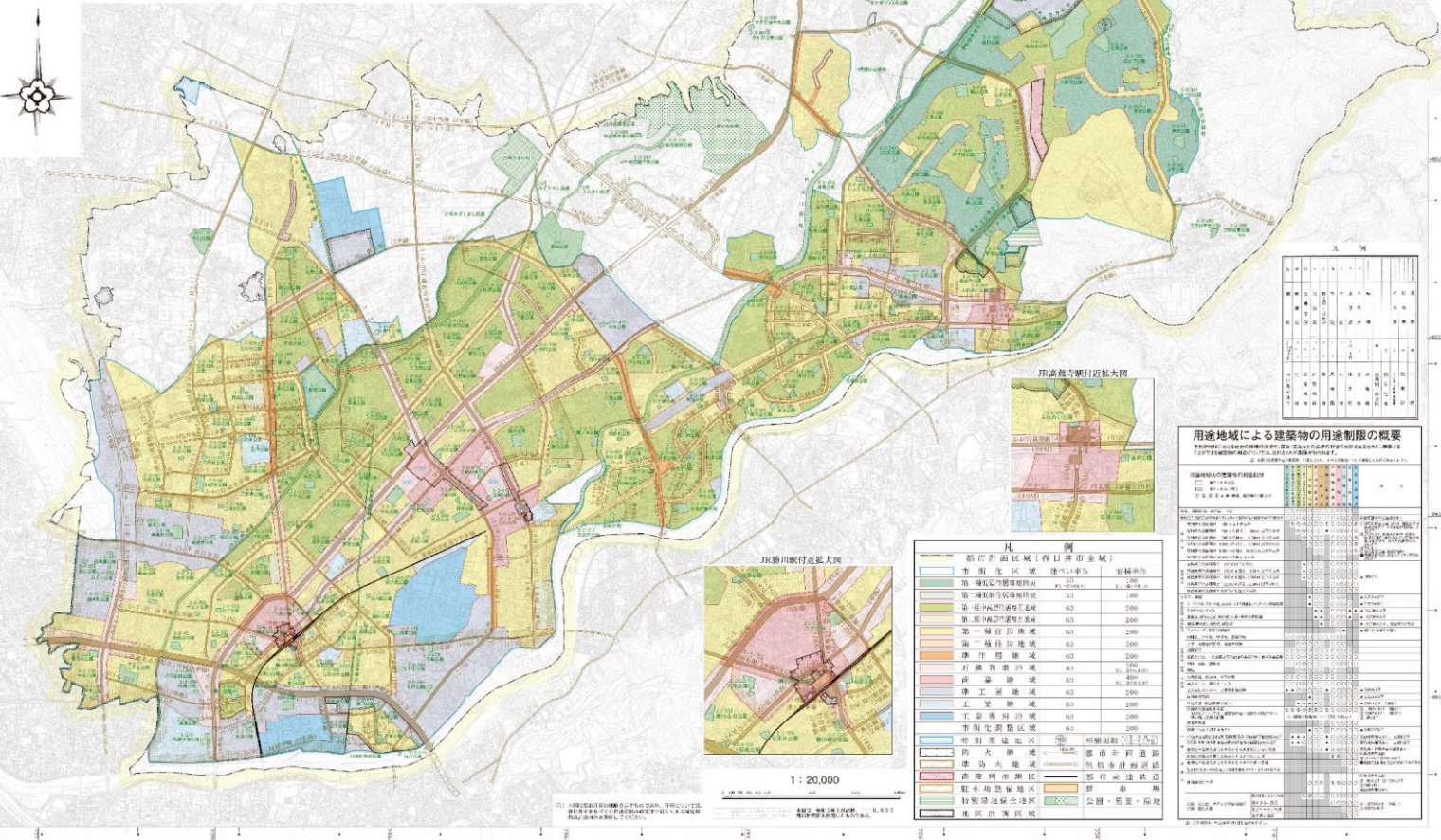


尾張都市計画区域 春日井市都市計画図

令和3年4月1日時点

用途区分	告示番号	告示年月日
第一種住居地域	愛知告示第8779号	平成22年12月24日
第二種住居地域	春日井告示第464号	令和2年12月22日
第三種住居地域	春日井告示第461号	令和3年3月16日
第一種中高層住居地域	春日井告示第472号	令和4年12月25日
第二種中高層住居地域	春日井告示第4615号	平成29年3月29日
第三種中高層住居地域	春日井告示第4617号	平成22年12月24日
第一種業務地域	春日井告示第4616号	平成22年12月24日
第二種業務地域	春日井告示第4618号	平成26年12月9日
第三種業務地域	春日井告示第4619号	平成26年12月9日
第一種商業地域	愛知告示第8773号	平成22年12月24日
第二種商業地域	春日井告示第4620号	平成22年12月24日
第三種商業地域	愛知告示第8778号	平成22年12月24日
第一種工業地域	春日井告示第4618号	令和3年3月16日
第二種工業地域	愛知告示第8784号	平成22年12月24日
第三種工業地域	春日井告示第4621号	平成26年12月9日
特別用途地域	愛知告示第8780号	平成22年12月24日



凡例

色	名称	備考
青	都市計画区域(春日井市全域)	
黄	特別用途地域(第一種)	容積率10%
緑	特別用途地域(第二種)	容積率15%
赤	第一種住居地域	50
黄	第二種住居地域	60
緑	第三種住居地域	60
青	第一種中高層住居地域	60
黄	第二種中高層住居地域	60
赤	第三種中高層住居地域	60
青	第一種業務地域	60
黄	第二種業務地域	60
赤	第三種業務地域	60
青	第一種商業地域	60
黄	第二種商業地域	60
赤	第三種商業地域	60
青	第一種工業地域	60
黄	第二種工業地域	60
赤	第三種工業地域	60
青	市街化調整区域	60
青	特別用途地域(第一種)	容積率10%
黄	特別用途地域(第二種)	容積率15%
赤	第一種住居地域	50
黄	第二種住居地域	60
赤	第三種住居地域	60
青	第一種中高層住居地域	60
黄	第二種中高層住居地域	60
赤	第三種中高層住居地域	60
青	第一種業務地域	60
黄	第二種業務地域	60
赤	第三種業務地域	60
青	第一種商業地域	60
黄	第二種商業地域	60
赤	第三種商業地域	60
青	第一種工業地域	60
黄	第二種工業地域	60
赤	第三種工業地域	60
青	市街化調整区域	60



凡例

色	名称
青	第一種住居地域
黄	第二種住居地域
赤	第三種住居地域
青	第一種中高層住居地域
黄	第二種中高層住居地域
赤	第三種中高層住居地域
青	第一種業務地域
黄	第二種業務地域
赤	第三種業務地域
青	第一種商業地域
黄	第二種商業地域
赤	第三種商業地域
青	第一種工業地域
黄	第二種工業地域
赤	第三種工業地域
青	市街化調整区域

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第二種住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第三種住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種中高層住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第二種中高層住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第三種中高層住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種業務地域	第一種業務用建築物	第一種業務用建築物
	第二種業務用建築物	第一種業務用建築物
	第三種業務用建築物	第一種業務用建築物
第二種業務地域	第一種業務用建築物	第一種業務用建築物
	第二種業務用建築物	第一種業務用建築物
	第三種業務用建築物	第一種業務用建築物
第三種業務地域	第一種業務用建築物	第一種業務用建築物
	第二種業務用建築物	第一種業務用建築物
	第三種業務用建築物	第一種業務用建築物
第一種商業地域	第一種商業用建築物	第一種商業用建築物
	第二種商業用建築物	第一種商業用建築物
	第三種商業用建築物	第一種商業用建築物
第二種商業地域	第一種商業用建築物	第一種商業用建築物
	第二種商業用建築物	第一種商業用建築物
	第三種商業用建築物	第一種商業用建築物
第三種商業地域	第一種商業用建築物	第一種商業用建築物
	第二種商業用建築物	第一種商業用建築物
	第三種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種工業地域	第一種工業用建築物	第一種工業用建築物
	第二種工業用建築物	第一種工業用建築物
	第三種工業用建築物	第一種工業用建築物
第二種工業地域	第一種工業用建築物	第一種工業用建築物
	第二種工業用建築物	第一種工業用建築物
	第三種工業用建築物	第一種工業用建築物
第三種工業地域	第一種工業用建築物	第一種工業用建築物
	第二種工業用建築物	第一種工業用建築物
	第三種工業用建築物	第一種工業用建築物
市街化調整区域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物

【注意事項】

- ※1 データの更新やシステム保守あるいは緊急事態などが発生した場合には、リンク先を一部または全部を予告なく変更または中断することがあります。
- ※2 当図面は参考図であり、それらの内容を証明するものではありません。また、権利、義務の発生する行為や不動産取引等重要な事項利用することはできません。
- ※3 当図面の利用によって発生する直接または間接の損失、損害及び障害等については、本市は一切責任を負いません。

春日井市